

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

説明資料

2026年4月

金 融 庁

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案の概要

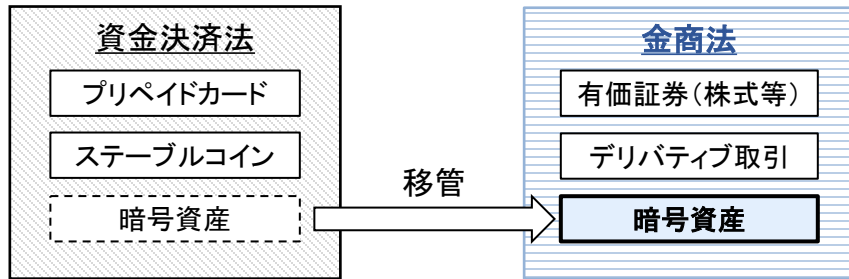
我が国の金融・資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するとともに、市場の公正性・透明性及び投資者保護を確保するため、「暗号資産」、「サステナビリティ情報の開示・保証」、「スタートアップへの資金供給」、「不正取引規制」等に関する制度を整備

1. 暗号資産に係る規制の見直し

国内外の投資家において暗号資産が投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しつつ、利用者保護の充実を図る

- 暗号資産取引に係る規制を資金決済法から金商法に移管

※ 有価証券とは別の金融商品と位置付け、その性質を踏まえた規制を適用



3. スタートアップ企業への資金供給の促進

投資家保護に留意しつつ、開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、スタートアップ企業への投資を更に促進する

- 有価証券届出書の提出免除基準の引上げ

※ 5億円未満の資金調達について提出を免除（現行：1億円未満）

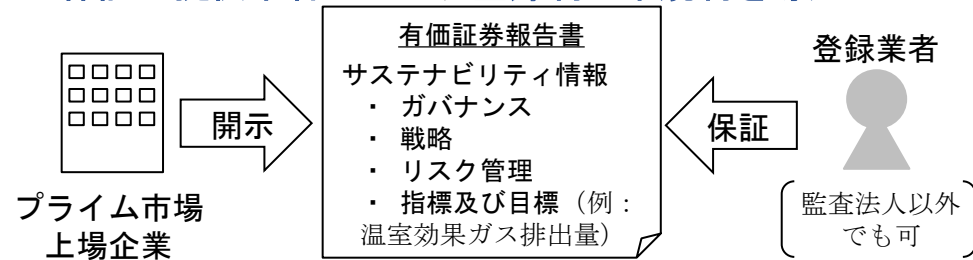
- プロ投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

※ プロ投資家になるための移行手続きを行っていないものの、プロ投資家の要件を満たし、高い情報分析能力等を有する者に対し、簡易な情報提供でのプロ向けの勧誘制度の利用を可能とする（ただし、仲介する証券会社には適合性原則等の行為規制が適用）

2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

投資家にとって重要な情報である、気候変動等に係る企業のサステナビリティ情報について、比較可能性を向上させつつ、開示の充実を図り、信頼性を確保する

- 一定のプライム市場上場企業に対し、サステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付け
- 保証の提供業者に対し、登録制・業規制を導入



4. 有価証券に関する不正取引規制等の見直し

近年、有価証券に関する不正取引等において、違反行為として捕捉できない事例や、課徴金による違反行為の抑止が不十分な事例、調査協力が得られない事例等が発生

- インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大
- 課徴金制度の見直し
- 調査権限等の拡充

1. 暗号資産に係る規制の見直し(概要)

背景

- 暗号資産は、現在決済手段の観点から資金決済法で規制されているが、足下では**投資対象化が進展**
 - ✓ 国内のアンケート調査によると、投資経験者の暗号資産保有率はFX取引や社債等よりも高く、利用者の取引動機のほとんどは長期的な値上がりを期待したもの
 - ✓ 国内機関投資家においても、暗号資産を分散投資の機会と捉え、投資意欲が高まっているとの調査結果
 - ✓ 国際的にも、米国等で暗号資産ETFが上場され、近年、機関投資家からの資金流入が増加している
- **個人の利用者**において**暗号資産の保有が身近になっている**(国内口座開設数:1,400万超、年収:700万円未満が約7割)

暗号資産を巡る喫緊の課題

- ・ **適正な取引の確保・無登録業者への対応** (金融庁等に**詐欺的な投資勧誘等**の相談が多数)
- ・ **投資アドバイス等に係る不適切行為への対応** (**投資セミナーやオンラインサロン**等による**詐欺的な行為**が疑われる事例も発生)
- ・ **情報提供の充実** (暗号資産発行時の**ホワイトペーパー**(説明資料)等の**記載内容が不明確**であったり、記載内容と実際のコードに差があることが多いとの指摘)
- ・ **セキュリティの確保** (**サイバー攻撃**を受けて**暗号資産が流出する事案**が継続して発生)
- ・ **価格形成・取引の公正性の確保** (インサイダー取引規制に関する**IOSCO**(証券監督者国際機構)の**勧告**や**欧州等**での**法制化**)

改正事項

- 暗号資産取引に係る規制を**資金決済法から金商法に移管し**【資金決済法第3章の3の削除等】、**有価証券とは異なる金融商品**として金商法に位置付けた上で、**利用者保護の充実を図る**
- ①**無登録業者等への対応の強化**、②**情報の非対称性を解消するための情報公表規制の整備**、③**暗号資産交換業者**(名称は暗号資産取引業者へ変更)**への規制の強化**、④**インサイダー取引規制の創設を含む不公正取引規制の強化**を図る

1. 暗号資産に係る規制の見直し(情報公表規制)

発行者がいる暗号資産 (特定暗号資産)

例: IEOTトークン※等

※Initial Exchange Offering。暗号資産取引業者が発行者の依頼に基づいて販売する暗号資産

公表する内容

※詳細は内閣府令事項

- **発行者は、特定暗号資産の募集・売出しを行うにあたり、あらかじめ、暗号資産の情報を公表しなければならない**【改正金商法第27条の39】

(注1) 暗号資産取引業者は、発行者が公表した情報を投資者に提供しなければならない

(注2) **少数・プロ投資家**を相手方とする勧誘や、**無償での付与**、**マイニング**(暗号資産移転の承認作業)等の報酬としての付与については**規制対象外**

- **発行者による資金調達を伴わず、暗号資産取引業者が独自に取り扱う場合は、当該暗号資産取引業者が情報公表しなければならない**【改正金商法第27条の60等】

・ 発行者の商号・経理の状況、暗号資産に関連する業務の状況等

・ 特定暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報(例:暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等) 等

上記以外の暗号資産 (例: ビットコイン等)

公表する内容

※詳細は内閣府令事項

- **暗号資産取引業者は、暗号資産の取扱いにあたり、あらかじめ、暗号資産の情報を公表しなければならない**【改正金商法第27条の60】

・ 暗号資産について投資者に明らかにされるべき基本的な情報(例:暗号資産の性質・機能や供給量、基盤技術等) 等

- **また、継続的な情報公表規制として、①重要な事象が生じた場合(詳細は内閣府令事項)の臨時情報、②年1回の定期情報(発行者が募集・売出しを行った場合)を公表しなければならない**【改正金商法第27条の50、第27条の51等】

(注3) 継続的な情報公表義務の免除

発行者が内閣総理大臣の承認を受けた場合(暗号資産の分権化等)には、継続的な情報公表義務は免除(以後、暗号資産取引業者による情報公表)

- **情報の正確性の確保及び投資者保護の観点から、**

- ✓ **特定暗号資産の発行者による募集・売出しについて、監査法人等の財務監査が行われていない場合には、投資者の投資上限を設定**【改正金商法第27条の59】

(詳細は政令・内閣府令事項。株式投資型クラウドファンディングと同様の投資上限を設定予定(50万円を超える場合には収入又は純資産の5%まで。特定投資家は制限無し)(上限200万円))

- ✓ **虚偽記載等に対する有価証券と同様のエンフォースメント規定を整備**

【改正金商法第27条の43、第27条の45、第172条の14、第197条第1項第4号の3、第210条第1項等】

(注4) 民事責任の規定を整備(損害賠償額の法定、発行者の取締役等について立証責任の転換された過失責任等)

(注5) 虚偽記載等に対する罰則の整備(虚偽記載:10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科 等)、証券監視委による犯則調査の対象に追加

(注6) 虚偽記載等に対する課徴金制度の整備

1. 暗号資産に係る規制の見直し(業規制)

基本的な方向性

- **第一種金融商品取引業に相当する規制を適用**。現行法の安全管理措置(原則コールドウォレット※等での管理)等に関する規制については、金商法に同様の規制を設ける【改正金商法第3章等】
※秘密鍵を常時インターネットに接続していない電子機器で管理する方法
(注1)既存の第一種金融商品取引業者が暗号資産取引業を行う場合は変更登録が必要
- 暗号資産を投資対象とする投資運用行為や投資助言行為について、それぞれ**投資運用業、投資助言業の対象として規制**
【改正金商法第2条第8項第11号、第12号等】

暗号資産取引業者に対する主な規制等の概要

<取扱い暗号資産>

- **利用者保護のための必要な基準に適合しない暗号資産の取扱い禁止**【改正金商法第43条の7】
(詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、流動性やコンプライアンス、移転記録管理等に関する基準を定める予定)

<業務管理体制の整備>

- **暗号資産取引業を適確に遂行するための業務管理体制の整備**【改正金商法第35条の3】(詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、取り扱う暗号資産の審査体制、顧客適合性確保のための確認体制、売買審査体制等を規定する予定)

<利用者財産の管理>

- **暗号資産取引業の一部を委託する場合、委託先の指導や品質管理に必要な措置の実施**【改正金商法第43条の13】
- **暗号資産の管理を行うための重要なシステムの提供業者に係る規制の導入**(事前届出、システムの安全性確保義務等)【改正金商法第3章の6等】

<責任準備金>

- **不正流出事案が生じた場合の顧客への補償原資として責任準備金を積み立て**【改正金商法第46条の5】
(詳細は内閣府令事項。内閣府令においては、管理する暗号資産の残高に応じ、セキュリティ水準も勘案しながら積立率を定める予定)

<暗号資産の借入れ>

- **利用者から暗号資産の借入れを行う業務を暗号資産取引業の対象に追加**【改正金商法第2条第8項第25号等】

<仲介業規制>

- **暗号資産取引に係る仲介業を金融商品仲介業の対象に追加**【改正金商法第2条第11項第2号】

<無登録業者対応>

- **無登録業に対する罰則の引上げ**(拘禁刑3年から10年※)、**証券監視委の犯則調査の対象に追加**。裁判所による緊急差止命令の対象とし、証券監視委の申立て権限を整備
【改正金商法第192条、第194条の7第4項、第197条第1項第4号の4、第210条第1項】
※資金決済法の拘禁刑3年から、金商法の拘禁刑10年(今般の改正で5年から引上げ)の対象とする
- **金商法に違反する無登録業者による売付けについて、民事効規定**(原則無効として立証責任を転換)**の対象に追加**
(注2)暗号資産取引業者が取り扱っていない暗号資産が対象【改正金商法第171条の15】
- **対価を受けて取引判断に関する意見表示をする場合における対価を受ける旨の表示を義務づけるステルスマーケティング規制の対象に追加**【改正金商法第171条の12】
(参考)このほか、内閣府令事項として、暗号資産が**詐欺的な投資勧誘の支払手段として利用されることを未然に防ぐ措置を講じる**
例:新規口座開設直後にはアンホステッド・ウォレットへ移転できない等の熟慮期間を設ける等

1. 暗号資産に係る規制の見直し(不公正取引規制)

インサイダー取引規制

- 現行の金商法では、暗号資産についても、上場有価証券等と同様に、偽計・相場操縦行為等の禁止規制が整備されているが、インサイダー取引を直接規制する規定は設けられていない。国際的な情勢を踏まえ、取引の公正を確保する観点から、**暗号資産のインサイダー取引規制を整備する**【改正金商法第171条の7～第171条の10】

	不正行為の禁止に関する一般規制	風説の流布・偽計	相場操縦行為	インサイダー取引規制
有価証券	○	○	○	○
暗号資産	○	○	○	× ⇒ ○ ※

※上場有価証券等と同様に、未公表の重要事実の伝達・取引推奨も禁止

- 上場有価証券等のインサイダー取引規制の枠組みをベースに、①「**対象暗号資産**」について、②「**重要事実**」に接近できる③**特別の立場にある者(インサイダー)**が、当該事実の公表前に、売買等を行うことを禁止することとする【改正金商法第171条の7～第171条の10】

- ✓ 対象暗号資産：**国内の暗号資産取引業者で取り扱われる暗号資産**
- ✓ 重要事実：(1)暗号資産発行者等に関する重要事実(発行者の解散等)、(2)暗号資産取引業者に関する重要事実(暗号資産の取扱開始・中止等)、(3)大量売買を行う者に関する重要事実(大量売買(政令で発行済暗号資産の20%以上の売買等を定める予定))を列挙した上で、バスケット条項で補完
- ✓ 規制対象者：暗号資産発行者の関係者、暗号資産取引業者の関係者、大量売買を行う者の関係者(これらの者からの情報受領者を含む)

- **罰則**は、上場有価証券等と同様に、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科とする【改正金商法第197条の2第1項第16号～第19号】

エンフォースメントの強化

- 上場有価証券等と同様に、暗号資産に係る不公正取引についても**証券監視委の犯則調査や課徴金制度の対象に追加**

(注)課徴金制度の対象は、インサイダー取引規制、相場操縦行為、風説の流布・偽計

【改正金商法第173条、第174条、第175条の3等】

2. 企業のサステナビリティ情報の開示・保証

背景

- 気候変動や人的資本等に係る企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要な情報
- 国際的には、2023年6月に国際サステナビリティ開示基準 (ISSB基準) が開発され、日本においても、2025年3月、サステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発された (ISSB基準と機能的に整合的)

課題

- 日本では、2023年3月期より、上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示を義務付けているが、具体的な基準に基づいておらず、比較可能性を向上させる必要
- さらに、サステナビリティ情報に第三者による保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要

改正事項

□ 一定の企業に対し、一定の基準 (SSBJ基準) に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付け【改正金商法第26条の4第1項】

(注1) 具体的な適用対象企業については、グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業の、時価総額の大きな企業から順次適用を義務付けていくことを政令等で規定予定。具体的には、企業等の準備期間を考慮し、以下のとおり適用義務付け開始

- 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期
- 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期
- 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期

□ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任を負わないこと (セーフハーバー・ルール) を規定【改正金商法第21条の2第3項等】

□ 開示基準の適用開始時期の翌年から保証を義務付け【改正金商法第26条の5第1項等】

(注6) 保証範囲は当初2年間は限定 (3年目以降は国際動向等を踏まえて今後検討)

□ 保証の提供業者に登録制を導入 (監査法人・監査法人以外のいずれの者も登録要件を満たす場合は参入可)【改正金商法第26条の6等】

□ 守秘義務、業務執行担当者のローテーション等の行為規制を導入【改正金商法第26条の12、第26条の17等】

□ 金融庁が登録業者への検査・監督を実施【改正金商法第26条の24等】

(注2) 時価総額の算定方法については、5事業年度末の平均値を使用することを内閣府令で規定予定

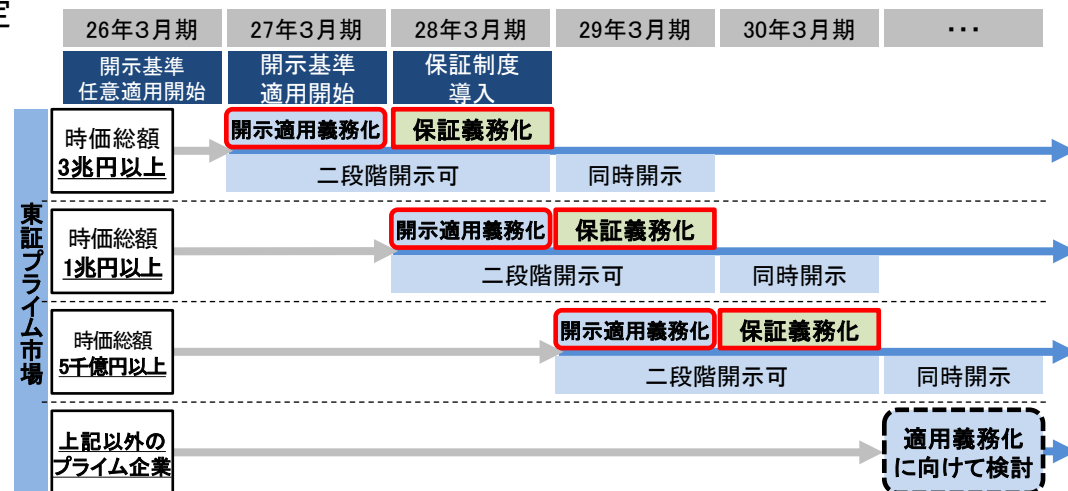
(注3) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討

(注4) 経過措置として、適用開始から2年間は二段階開示 (SSBJ基準に従って有価証券報告書に記載すべき事項を訂正報告書に記載し、半期報告書の提出期限までに提出することによって追完できる) を許容することを内閣府令で規定予定

(注5) セーフハーバー・ルールについては、同様の要件の下、課徴金に係る責任も負わない旨ガイドラインに定める予定

開示基準の適用

保証



【参考】セーフハーバー・ルールについて

- ❑ 企業戦略等の非財務情報が拡充されてきたことに加え、現在サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗
 - ❑ 虚偽記載等の責任に対する企業の懸念・負担に配慮しつつ、投資判断や建設的な対話に資する情報開示の充実を図る必要
- ▼
- ❑ 有価証券報告書における虚偽記載に対する金融商品取引法上の責任(刑事/行政/民事)の範囲の明確化のため、一定の場合には、将来情報等の虚偽記載に対する同法上の民事責任及び行政責任を負わないこととする(セーフハーバー・ルール)

刑事責任	行政責任	民事責任
<ul style="list-style-type: none">・ 行為者:10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科・ 法人:7億円以下の罰金	<ul style="list-style-type: none">・ 600万円と時価総額の10万分の6のうち大きい額の課徴金・ 訂正報告書の提出命令等	<ul style="list-style-type: none">・ 立証責任が投資者(原告)から会社(被告)に転換された過失責任・ 損害額の推定規定もあり

適用範囲

- ❑ 不確実性が高く、正確性を求めることが投資者のニーズや企業負担の観点から必ずしも相当とは言えない情報として、非財務情報のうち、将来情報(業績見通しやビジョン等)、見積り情報(データを用いた推計・分析等)、統制の及ばない第三者から取得した情報(温室効果ガス排出量のうち、他社の排出量(Scope3)や行政機関の公表情報等)が対象。ただし、財務諸表に密接に関連する情報は除く

適用要件

- ❑ 以下の事項が真実に基づき開示されていれば、セーフハーバー・ルールが適用され、民事責任が免責される
 - ・ 有価証券報告書に、将来情報等の前提となる事実、仮定及び推論過程、情報の入手経路等に関する社内での検討・評価手続等を開示
 - ・ 確認書に、経営者が非財務情報を含む開示手続を整備している旨とその実効性を確認した旨を開示

効果

- ❑ 民事責任に加え、課徴金納付命令や訂正報告書の提出命令もセーフハーバー・ルールの対象。故意犯処罰を原則とする刑事責任は対象外
- ※ 民事責任は法律改正、課徴金納付命令等はガイドライン改正により対応

【参考】サステナビリティ情報の第三者保証制度

- 一定のプライム市場上場企業に対し、有価証券報告書等におけるサステナビリティ開示基準に基づく情報開示及び第三者保証を義務付ける。サステナビリティ情報の保証は、国際基準^(注1)と整合性が確保された基準に準拠して実施することとする
- 保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能

登録業者の規制概要

登録要件

- 業務執行担当者の設置など人的体制整備(業務執行担当者へサステナビリティ情報の保証に必要な専門的な知識・経験や能力を要求)
- 品質管理部門の設置など必要な業務体制の整備、一定の財産的基礎等

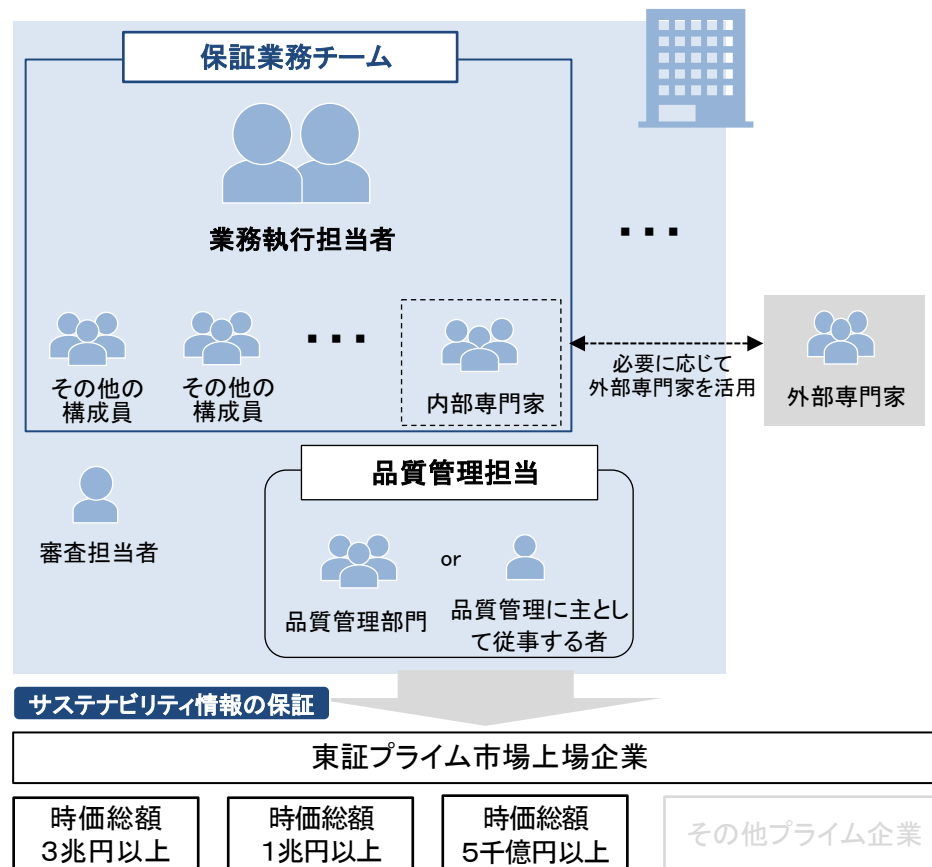
行為規制

- 国際基準(倫理・独立性基準)で求められる義務の遵守
- 具体的には、守秘義務、一定の非保証業務との同時提供禁止、業務執行担当者のローテーション等
- 登録業者への検査・監督は当面(自主規制機関ではなく)金融庁において実施

エンフォースメント^(注3)

- 登録業者の法令違反等に対する行政処分(課徴金、業務改善命令等)を規定
- 虚偽「保証」について故意過失の立証責任が転換された民事責任を規定^(注2)

〔サステナビリティ情報の保証業務のイメージ〕



(注1) 保証基準 (ISSA5000)、品質管理基準 (ISQM1)、倫理・独立性基準 (IESSA) を指す

(注2) 企業は一定の場合に虚偽記載に係る民事責任(立証責任が転換された責任)を負わないこととされている(いわゆるセーフハーバー・ルール)。この場合には保証業務実施者も同様に、虚偽の「保証」に係る民事責任を負わないこととする

(注3) 任意の保証(有価証券報告書等における義務的保証の対象でないサステナビリティ情報について保証を受けること等)については、①開示された情報がSSBJ基準に基づいていること、②登録された保証業務実施者による保証であること、③国際基準 (ISSA5000等) と整合性が確保された基準による保証であることを満たす場合、有価証券報告書等に保証報告書を添付可能とする

3. スタートアップ企業への資金供給の促進

背景

- スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、**非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題**
- プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達手段(特定投資家私募)に係る制度を整備してきたが、**特定投資家の裾野が狭い**こともあり、**資金調達の事例は限定的**

※ 特定投資家私募は、証券会社の関与が必要。また、有価証券届出書は不要であるが、投資者向けの簡易な情報提供が必要

課題

- 投資者保護に留意し、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備しつつ、**プロ投資家の裾野拡大を図ることにより**、スタートアップ・成長企業への投資を更に促進する必要

改正事項

(1) 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- **有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に上げ**【改正金商法第4条第1項第4号】
- **5億円以上10億円未満の募集(少額募集)については、より簡易な様式による有価証券届出書を利用可能に**【改正金商法第5条第2項】

(注1) 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している

- ・ 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする
- ・ 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
- ・ ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
- ・ サステナビリティ情報の開示を任意化

(3) 株式報酬に係る開示規制の見直し

- 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外(**有価証券届出書の提出は不要**)【改正金商法第2条第3項第1号ロ、第2号ハ等】

(2) 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- **特定投資家の裾野拡大のため**、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力等を有するものの、行為規制上の保護を希望し、特定投資家になるための移行手続きを行っていない者(潜在的特定投資家)を**特定投資家私募の相手方の範囲に追加**【改正金商法第2条第3項第1号イ、第2号ロ等】

(注2) ただし、仲介する証券会社には、適合性原則、説明義務等の行為規制が一般投資家と同様に適用

(注3) これに併せて、内閣府令等の改正により、特定投資家の移行要件を緩和・明確化する予定

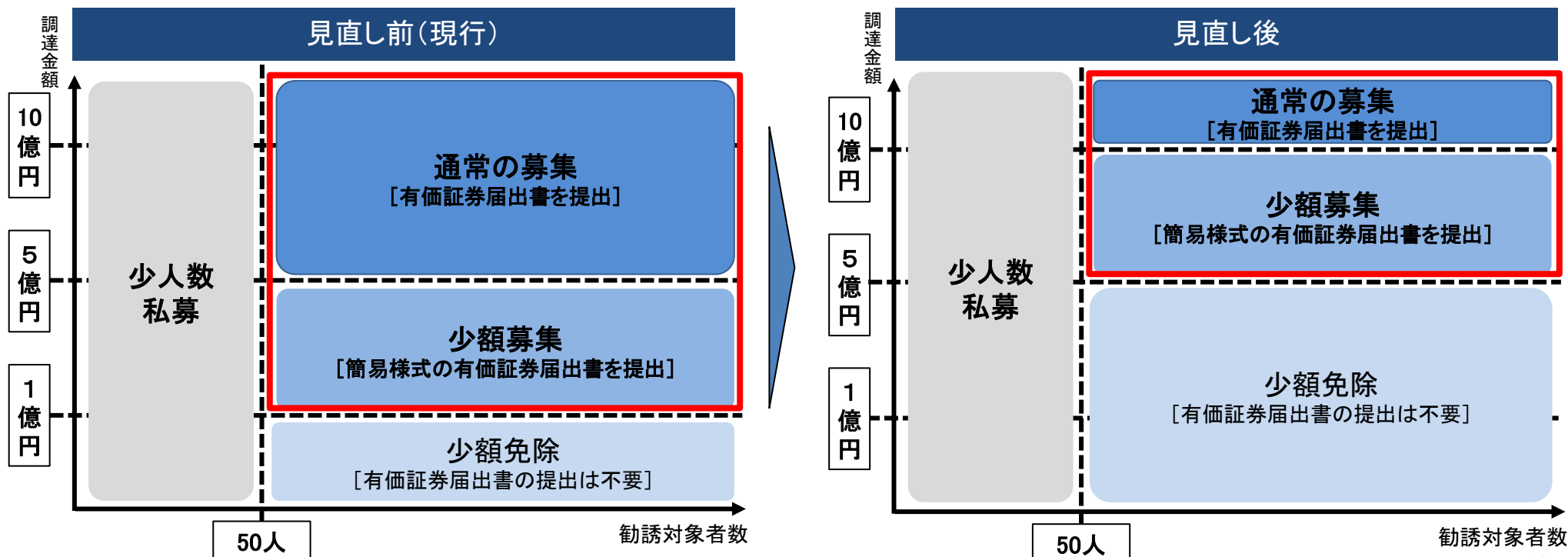
【参考】スタートアップ成長資金拡大①

- スタートアップ・成長企業への資金供給を更に促進するため、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備

一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和

- 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ
- 5億円以上10億円未満の募集(少額募集)については、より簡易な様式による有価証券届出書を利用可能に

- ※ 少額募集の場合における有価証券届出書は、連結情報が不要とされている。さらに、2025年2月に、以下のような簡素化を実施している
- 初めて届出書を提出する場合の財務諸表を、監査済みの2期分から、(比較情報を含む)監査済みの1期分とする
 - 特別情報としての3期分の財務諸表は記載を不要化
 - ガバナンスに関する情報は事業報告と同程度の記載で可
 - サステナビリティ情報の開示を任意化



【参考】スタートアップ成長資金拡大②

- 特定投資家私募(プロ向けの私募)の勧誘の相手方に、特定投資家と同等の能力を有する「潜在的特定投資家」を追加

プロ投資家(特定投資家)向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大

- 特定投資家を相手方とする資金調達手段である**特定投資家私募**では、証券会社の仲介の下、簡易な開示様式による情報(監査不要)の提供又は公表を条件として開示規制を免除している。特定投資家の範囲の見直し等の制度整備を進めてきたが、**資金調達の事例は限定的**であり、特定投資家の裾野の拡大が必要
- そのため、特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力等を有するものの、行為規制上の保護を受けることを希望することから特定投資家への移行手続きを行っていない者(潜在的特定投資家)を、**特定投資家私募の相手方の範囲に追加**
- 潜在的特定投資家を相手方とする勧誘行為に適用される金商法上の規制は、以下のとおり。

	見直し前(現行)	見直し後
特定投資家私募(開示規制)の相手方の範囲	特定投資家	特定投資家、 潜在的特定投資家
適合性原則、説明義務等(行為規制)が適用されない者の範囲	特定投資家	特定投資家 ※ 潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家として扱われる

4. 有価証券に関する不公正取引規制等の見直し

- 有価証券の不公正取引等について、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例が生じていること等への制度的対応を行う

(1) インサイダー取引規制の対象者の範囲拡大

- 公開買付けに係るインサイダー取引規制の対象者として、**公開買付けの対象企業(買われる側)と契約を締結・交渉している者(例:対象企業のアドバイザー)等を追加**【改正金商法第167条】

(注1) 現行は、公開買付けをする者(買う側)の関係者は広範に規制対象者とされているが、公開買付けの対象企業(買われる側)の関係者はその役職員のみが規制対象者とされている

(2) 課徴金制度の見直し(算定方法の見直し)

- **公開買付けに係るインサイダー取引の課徴金の水準を引上げ**【改正金商法第175条第2項】

(注2) 近時の事例を踏まえ、「公表前の価格の50%増し」か「公表後2週間の最高値」のいずれか高い額(現行は公表後2週間の最高値)と買付け価格の差額とする

- **大量保有報告制度違反に係る課徴金の水準を引上げ**

【改正金商法第172条の7第2号、第172条の8第2号】

(注3) 近時の事例を踏まえ、課徴金の水準を現行の70倍に(現行は時価総額の10万分の1)

- **高速取引行為(HFT)による相場操縦に対する課徴金の算出方法の適正化**【改正金商法第174条の2の2、第176条第1項、第2項】

(注4) 事前に設定したプログラムに基づき、マイクロ秒単位で高速・高頻度に注文を繰り返して薄利(1万円未満)の日計り取引を大量に行うという傾向を踏まえ、

- ① 端数の切捨処理の基準値を現行の1万円未満から1円未満に変更
- ② 1日単位で課徴金の額を算定

(3) 課徴金制度の見直し(対象の拡大等)

- **他人名義口座の提供を受けるなどして不公正取引を行う者に対する課徴金の水準を1.5倍に引上げ**【改正金商法第173条～第175条】

- **口座提供等の協力行為を行った者に対する課徴金を創設**【改正金商法第175条の5】
(注5) 課徴金の水準は違反者の利得相当額の半額

- **課徴金減算制度について、調査開始後における協力度合いに応じて減算する制度を導入**【改正金商法第177条の3等】

(注6) 現行は調査開始前に申告した場合のみ減算する制度

(4) 調査権限等の拡充

- **無登録業に対する罰則の引上げ**【改正金商法第197条第1項第4号の4】

(注7) 現行の5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金又は併科を、10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又は併科に

- **無登録業に対する証券監視委の犯則調査権限を追加**

(注8) 詳細は政令事項

【改正金商法第210条第1項】

- **外国規制当局からの協力要請に応じて行う調査権限に出頭を求める権限を追加**【改正金商法第189条】

(注9) IOSCO EMMoU(各国当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み)への署名要件の一つとして、当局に出頭を求める権限が必要

(5) その他の論点

- **犯則調査手続をデジタル化(刑事訴訟手続のデジタル化と同様)**【改正金商法第211条等】

(注10) 調書等の作成、許可状の裁判官への請求等を電子データで行えるように

- **金融商品取引業者の退出時における顧客財産の返還に関する制度(管理人制度)を創設**【改正金商法第3章第4節の3】

(注11) 近年の登録取消事案において、役員が不在となる事案が発生。

顧客の資産を預かる金商業者を対象に、内閣総理大臣の管理を命ずる処分により、投資者保護基金や自主規制機関等が管理人になれるように

各改正事項の施行期日

